

## (2) 学校における竹島教育

### 「竹島に関する学習」の推進状況

#### ～平成25・26年度の取組及び実施状況～

島根県教育庁教育指導課 伊藤 尚史  
植田 道

#### はじめに

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小学校・中学校・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。指導者に対しても、日本と韓国の真の友好関係を築くためには竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもって竹島に関する学習に取り組む姿勢を求めている。

本稿では平成25年度及び平成26年度の島根県教育委員会の竹島に関する学習の主な取組について報告するとともに、すべての公立の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校を対象に行った竹島に関する学習の実施状況調査をもとに今後の課題について考察する。

なお、本稿に記載されている義務教育課と高校教育課については、平成26年度から教育指導課と学校企画課とに組織改編されている。

#### ①平成25・26年度における島根県教育委員会の主な取組

##### ア研修の充実

##### (7) 学校現場の教職員に対する講義

初任者研修、教職経験11年目研修、新規採用小・中学校事務職員研修において、「島根の教育で大切にしたい竹島」というタイトルで、義務教育課（平成25年度）・教育指導課（平成26年度）及び島根県教育センターの指導主事が講義を行った。竹島及び竹島問題の概要、島根の教育で竹島を扱う背景、竹島に関する学習の現状と留意点について説明した。

また、平成26年度島根大学教育学部現職教員研修において、「しまねにおける竹島教育」というタイトルで、教育指導課の指導主事が講義・演習を行った。竹島や竹島問題の概要、島根県教育委員会の取組等の説明に加え、竹島問題に関する誤った言説について考え、その誤りを指摘・修正する演習に取り組んだ。

##### (イ) 指導主事・社会教育主事会における講義

「領土・主権教育の在り方について」というタイトルで、義務教育課（平成25年度）の指導主事が島根県内の5つの教育事務所及び教育センターに所属する指導主事・社会教育主事を対象として講義を行った。竹島に関する学習の実施状況、竹島に関する学習の一層の充実を図るために必要なこと、学校を訪問して指導・助言する際の留意

点について説明した。

#### イ「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの開催

「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールは、島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議の主催で平成22年度から開催されている。島根県の中学生が竹島や北方四島の歴史と現実に関心をもち、そこに存在する領土問題を正しく理解し、関心を高めることを目的としている。

平成25年度の第4回コンクールには、島根県内の14の中学校から1000点を超える応募があった。平成26年の第5回コンクールでは、応募総数は前年度を若干下回ったものの、県内25の中学校からの応募があり、竹島に関する学習の広がりを見てとることができる。いずれの作品からも、「竹島は我が国固有の領土である」という知識理解や「韓国の不法占拠に対して憤りを感じる」といった感情論だけにとどまらず、子どもたちが自ら竹島問題に関わろうとし、竹島問題の解決を図ろうとする意欲や竹島問題を解決するための自分なりの意見を持っていることがうかがえた。

入賞作品は作文集にまとめ、県内各中学校に配布するとともに、パネルに加工して竹島資料室で展示した。

#### ウ『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』(第2期島根県竹島問題研究会編)の活用推進

平成24年7月、高校教育課(平成25年度)は標記冊子をすべての公立の高等学校及び特別支援学校に配付し、校長会や教頭会、県立高等学校を訪問指導する機会を利用して各校の管理職等に直接依頼し、活用促進を図った。以下は活用状況調査の結果である。

##### 高等学校

- 竹島の日の週に実施された総合的な学習の時間やホームルーム活動で、「ホームルーム活動(高等学校)」の学習指導案を活用した。
- 竹島の日の週の朝礼・終礼の時間に使用された学校独自の学習資料を作成する際に参考として活用した。
- 世界史Aの「明治維新と東アジア」の単元で、「地理歴史科 世界史A・B」の学習指導案を活用した。
- 世界史Bの「多発する地域紛争とあらたなる国際協力の模索」の単元で、「地理歴史科 世界史A・B」の学習指導案を活用した。
- 地理Aの「日本の領土問題」の単元で、「地理歴史科 地理A・地理B」の学習指導案を活用した。
- 地理Bの「韓国の研究」の単元で、本冊子に掲載されている資料を活用した。
- 現代社会の「国際法と主権国家」の単元で、「公民科 現代社会または政治・経済」の学習指導案を活用した。

### 特別支援学校

- 竹島の日の週に実施されたホームルーム活動で、「ホームルーム活動（特別支援学校高等部）」の学習指導案を活用した。
- 高等部の生活単元学習の時間に「ホームルーム活動（特別支援学校高等部）」の学習指導案を活用した。
- 高等部の産業社会と人間の時間に「公民科 現代社会または政治・経済」の学習指導案を活用した。
- 高等部の国語の時間に本冊子に掲載されている資料を活用した。

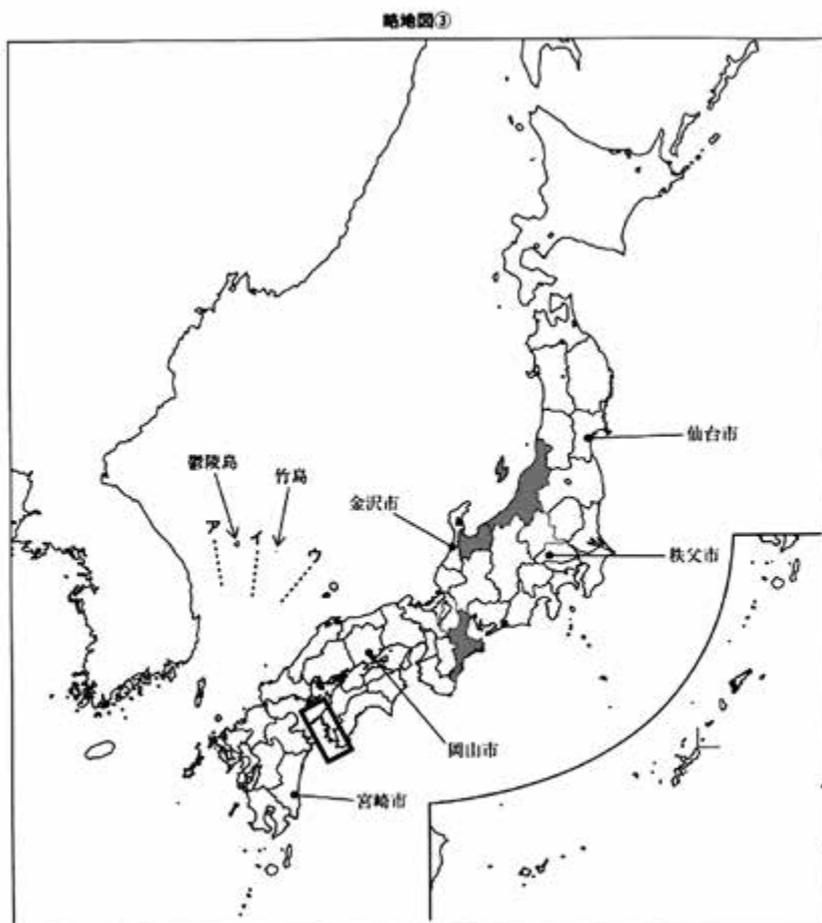
### 工島根県公立高等学校入学者選抜学力検査での出題

平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜の社会科の学力検査において、初めて竹島について出題した。設問は、「日本が主張している日本と韓国の排他的経済水域の境界」を問うものであるが、93.3%という高い正答率であり、中学校での竹島に関する学習について一定の成果が見られる結果であった。平成27年度の「国際司法裁判所」という正答を問う問題では、無答率は低かったものの誤答が多く、用語の正確な定着といった面で課題が見られた。

一部改訂された中学校学習指導要領解説社会編の社会科公民的分野には、竹島問題について「現状に至る経緯や、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。」ことが示されている。国と国との間の問題を平和的に解決する方法として国際司法裁判所に委ねるという方法があること、当該国同士が共同で付託する必要があること、我が国が竹島問題について国際司法裁判への付託を韓国側に提案するも拒否されていること等についてしっかりと理解させる必要がある。

なお、学力検査実施後に問題内容等について調査したところ、中学校側、高校側双方から「竹島に関する問題を引き続き出題してほしい」という意見が寄せられた。

B 略地図③を見て、問6～問10に答えなさい。



問6 竹島は日本固有の領土であるが、現在は韓国が不法に占拠している。日本が主張している、日本と韓国の排他的経済水域の境界線として最も適当なものを、略地図③中のア～ウから一つ選んで記号で答えなさい。

(平成26年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査)

## オ教材の作成及び配付

### (ア)日本全図

児童生徒が、我が国の領域の広がりを一見してとらえることができるように、我が国の領域全体を1枚におさめた日本全図を作成した。この日本全図を、平成26年6月に県内の県立学校、10月に市町村立学校に対して学級数分配付し、各学級への掲示や授業での活用を促した。

平成26年度の「竹島に関する学習」の実施状況調査によると、年度途中の配付であったこと、各学級の掲示スペースに限りがあること等の理由から、すべての学級への掲示は難しかったようであるが、児童生徒が日常的によく触れることができるように掲示場所を工夫するなどして活用された。

### (イ)領土に関する教育ハンドブック

教職員が、領土に関する教育について理解を深め、学校における授業や研修等に

取り組むための参考資料として、標記冊子を作成した。本冊子掲載の事例を実践するだけでなく、新たな実践を生み出したり、領土問題について広く啓発したりするための素材として役立ていくことも想定している。

本冊子の構成は次の通りである。

#### 【概論編】

領土や領土問題に関する基本的な事柄について説明している。指導者が、我が国の領土をめぐる問題について、我が国が正当に主張する立場やその根拠を正しく理解し、授業等を行う際に自信をもって指導にあたることができると考える。

#### 【事例編】

領土問題を題材とした次のような指導事例（授業案）を紹介している。

- ・小・中学校における竹島に関する学習の事例（事例編①）
- ・高等学校・特別支援学校高等部における竹島に関する学習の事例(事例編②)
- ・小・中学校における北方領土に関する学習の事例、小・中学校における竹島問題についての全校集会の事例、校内研修について、話題例（事例編③）

各事例の執筆は、実際に竹島に関する学習の実践を行う教員等が担当した。児童生徒の姿や地域の教材を生かす工夫などを意識し、学校現場で活用しやすいように配慮して執筆されている。

なお、事例編②に記載する高等学校・特別支援学校高等部における竹島に関する学習の事例は、(3)で紹介した『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』を加筆修正し、高等学校日本史A・日本史Bを加えたものである。

#### 【資料編】（付属DVD）

事例編で紹介する指導事例で活用する提示資料やワークシートを各事例ごとに収録している。また、教材研究等のために参考となる写真や史料等も納めている。

本冊子は、島根県内のすべての学校、市町村教育委員会、教育事務所、教育センターに配付するだけでなく、各都道府県教育委員会及び文部科学省にも送付した。領土に関する教育の推進に役立てられるものと期待している。

## ②「竹島に関する学習」実施状況調査から

島根県教育委員会では、平成17年度から島根県内のすべての公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象として、竹島の日前後及びそれ以外の時期における各校の指導状況について調査を実施している。

「竹島に関する学習」の実施状況調査結果は次のとおりである。

### ア小学校の実施状況(国立を含む)

#### (ア)実施状況

【平成25年度】 216校 / 220校 （実施率98.2%）

【平成26年度】 214校 / 216校 (実施率99.1%)

平成25年度に竹島に関する学習を実施しなかった学校4校のうち2校は複式学級を有しており、平成24年度の授業で実施されていた。また、残りの2校は分校で、児童が短期間しか在籍しなかったため、竹島に関する学習が実施されなかった。また、平成26年度に竹島に関する学習を実施しなかった学校は、1校は複式学級を有する学校、1校は分校で児童が短期間しか在籍しなかったため、竹島に関する学習が実施されなかった。よって実質的な実施率は、100.0%である。

#### (イ)平成25・26年度の実践例(実施された学年・教科・単元等)

- 第4学年の社会「わたしたちの県」の単元で、地図を活用した学習を実施した。
- 第5学年の社会「わたしたちの国土」の単元で、「竹島学習リーフレット」を活用した学習を実施した。
- 第5学年の社会において、竹島の日に、1学期に実施した「わたしたちの国土」の学習を想起させながら改めて詳しく学習し、児童間で領土問題の解決に向けての意見交換をする取組を実施した。
- 第5学年の社会「水産業のさかんな地域」の単元で領海や排他的経済水域について学習する際、竹島問題について取り上げ、山陰沖の水産業の現状を理解させる取組を実施した。
- 第6学年の社会「戦後の歴史」の単元で、領土問題を調べて発表する学習を実施した。
- 第6学年の社会「世界の中の日本」の単元で、「竹島学習副教材DVD」を活用した学習を実施した。
- 第6学年の社会「日本と結びつきの深い国々」の単元で、日本との間に領土問題のある国々について学習し、有効な関係を築くためにはどうすればよいかを考えさせる学習を実施した。
- 第6学年の社会「日本と結びつきの深い国々」の単元で、竹島問題についての歴史的事実や現状、日韓の教育の違いなどを理解し、領土問題の平和的な解決と友好関係を築くために大切なことを考えさせる学習を実施した。
- 第6学年の社会で「松江に歴史見学に行こう」と題した取組を実施した。見学地の1つとして竹島資料室を取り上げ、竹島資料室でのDVDの視聴、講話により理解を深めた。
- 第1学年に『メチのいた島』を読み聞かせる取組を実施した。
- 第1学年、第2学年の朝礼の時間に竹島の日について知らせる取組を実施した。
- 第3学年の学級活動で『メチのいた島』を読み聞かせ、日本人が江戸時代から竹島を利用してきたことを理解させる取組を実施した。
- 第3学年の道徳の時間に、竹島を大切に思う人物に共感する主人公が登場する「おっきいじいちゃんの島」という自作の資料を使ってふるさとを愛する心を育てる取組を実施した。
- 第3学年・第4学年の複式学級で、新聞記事を読んで竹島についてどのような問題が発生しているかを話し合う学習を実施した。

- 第3学年・第4学年の複式学級で、「きょう土を開く」というタイトルで、今津屋八右衛門の功績について学ぶ取組を実施した。
- 第4学年～第6学年の県内の歴史を調べるクラブ活動でテーマの1つとして取り上げ、調べ活動の後発表会を実施した。
- 全校学習として『メチのいた島』を教材に、竹島の歴史や自然、竹島問題と解決法について考えたり話し合ったりする取組を実施した。
- 『メチのいた島』の作者である杉原由美子さんを招き、全校生徒の前で読み聞かせをしてもらう取組を実施した。
- 竹島資料館へ見学に行き、そこで学んだことを全校朝会で発表する取組を実施した。
- 「竹島学習副教材DVD」を活用した保護者対象の公開授業を実施した。
- 給食で隠岐にちなんだメニューが出された際、校内放送で竹島について紹介した。

#### イ中学校の実施状況(国立、私立を含む)

##### (ア)実施状況

|          |      |   |      |             |
|----------|------|---|------|-------------|
| 【平成25年度】 | 104校 | ／ | 104校 | (実施率100.0%) |
| 【平成26年度】 | 103校 | ／ | 103校 | (実施率100.0%) |

##### (イ)平成25・26年度の実践例(実施された学年・教科・単元等)

- 第1学年の社会地理的分野「日本の範囲」の単元で、「竹島学習副教材DVD」を活用した学習を実施した。
- 第1学年の社会歴史的分野「日本の領域の特色を見てみよう」の単元で、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの応募作品を書く取組を実施した。
- 第1学年の社会歴史的分野「武士による支配の完成」の単元で、海外交易の4つの窓口だけでなく、浜田藩における密貿易について触れる中で竹島を取り上げた。
- 第2学年の社会歴史的分野「近代国家への歩み」の単元で、日本の国境の画定について学習する際に、竹島が日本の領土であることを確認する取組を実施した。
- 第2学年の社会歴史的分野「サンフランシスコ平和条約と竹島」の単元で、「15歳の提言」として平和的な解決への具体案を意見交換する取組を実施した。
- 第2学年の社会歴史的分野で『ふるさと読本もっと知りたいしまねの歴史』と「竹島学習副教材DVD」を活用した学習を実施した。
- 第2学年の国語で、竹島に関するプレゼンテーションを作成する調べ学習を行い、学習発表会で発表した。
- 第3学年の社会公民的分野「現代の民主政治と社会」の単元で、地方自治の制度について学習する際に、「竹島の日条例」を紹介し、条例の意義と竹島問題について考える取組を実施した。
- 第3学年の社会公民的分野「現代社会とわたしたち」の単元で、「竹島学習副教材DVD」を視聴し、班ごとにグループ学習を行い、各班の意見を発表する取組を実施した。

- 第3学年の社会公民的分野「主権国家と国際社会」の単元で、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの応募作品を書く取組を実施した。
- 第3学年の社会公民的分野「国際社会における国家」の単元で、「竹島学習リーフレット」を活用して自分たちでできることを議論する取組を実施した。
- 地域住民も参加した全校集会で、校長が「竹島問題と日韓関係」というテーマで講義をする取組を実施した。
- 第1学年に対して竹島についての調べ学習を夏休みの課題として課す取組を実施した。
- 全校集会で紙芝居を通して竹島について理解を深める取組を実施した。
- 「竹島学習リーフレット」等を活用して竹島問題に関する意識づけを図るための掲示物を作成し、昇降口や各学年の掲示板に掲示した。
- 第3学年において、北方四島訪問教育関係者・青少年交流事業に参加を希望する生徒を選出するために、竹島をはじめとした領土問題について考える「領土問題について考えること」と題した作文をまとめる活動を実施した。事業後、参加生徒は、全校生徒に対して事業についての報告と領土問題についての意見を発表した。
- 全校集会において、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの入賞作品の読み聞かせを実施した。
- 定期試験に竹島に関する設問を設けた。

## ウ公立高等学校・特別支援学校の実施状況

### (ア)実施状況

|          |     |   |     |             |
|----------|-----|---|-----|-------------|
| 【平成25年度】 | 52校 | ／ | 52校 | (実施率100.0%) |
| 【平成26年度】 | 51校 | ／ | 51校 | (実施率100.0%) |

### (イ)平成25・26年度の実践例(実施された学年・教科・単元等)

#### 高等学校

- 竹島の日の週の現代社会、地理Aの授業中に竹島の日についての新聞記事を読ませ、感想と解決するための自分の意見を書く学習を実施した。
- 竹島の日の週の世界史Aの授業で、『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』及び「日本全図」を活用して、竹島問題について学習する取組を実施した。
- 竹島の日の週に実施されたホームルーム活動で、『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』を活用した竹島問題の今後を確認・考察する学習を実施した。
- 竹島の日の週の朝礼・終礼の時間に『高等学校・特別支援学校における竹島学習のあり方について』や「竹島学習リーフレット」を活用した学習を実施した。
- 竹島の日の週の朝読書の時間に「竹島学習リーフレット」を参考に作成されたプリントを読む取組を実施した。
- 竹島の日の週の昼休みの全校放送（放送部による「お昼の放送の時間」）で竹島

問題について説明する取組を実施した。

- 図書館内に竹島に関する特設コーナーを設けて関係書籍を利用しやすいようにまとめて展示する取組を実施した。
- 定時制課程の特別活動の時間に「竹島学習副教材DVD」を活用した学習を実施した。
- 通信制課程のスクーリングの際にプリントによる学習を実施した。

#### 特別支援学校

- 高等部の産業社会と人間の時間に新聞記事を活用した学習を実施した。
- 高等部の生活単元の時間に「島根を知ろう」をテーマに竹島について確認する学習を実施した。
- 高等部の一般教養（社会）の時間に、県政特別番組を活用して、竹島を含む我が国の領土問題や日韓関係について考える学習を実施した。
- 小学部の5・6年生の社会科で、「竹島学習リーフレット」を活用した学習を実施した。
- 小学部で、『メチのいた島』をもとに作成されたマルチメディアデージー図書を活用した学習を実施した。

### ③考察

平成25年2月、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」が設置されて以降、政務三役の「竹島の日」式典への出席、文部科学省による「中学校学習指導要領解説」と「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂、外務省による「竹島問題10のポイント」の改訂とホームページへの啓発動画の掲載など、竹島問題についての政府の姿勢は大きく変化してきており、国民の竹島問題についての関心も高まってきている。

島根県内の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校を対象に「竹島に関する学習」の実施状況を調査したところ、自作の教材を使用して、道徳の時間に竹島に関する学習を実践した取組や、『メチのいた島』をもとに作成したマルチメディアデージー図書を活用した取組など、既存の資料（これまでに島根県教育委員会が配布している「竹島学習副教材DVD」、「竹島学習リーフレット」、『ふるさと読本もっと知りたいしまねの歴史』）の活用にとどまらない新しい取組も報告された。また、クラブ活動で島根県の歴史を調べる中で竹島を取り上げたり、国語におけるプレゼンテーションの題材として竹島を扱ったりするなど、社会科以外の教科等でも竹島に関する学習の機会が設けられている。世論の高まりにより、竹島に関する学習に意欲的に取り組もうとする指導者が育ってきていることがうかがえた。

平成26年度、「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールは5回目の節目を迎えた。回を重ねることにより、応募数、参加校数とも広がりを見せており、学校現場における領土問題に関する関心の高まりが表れている。島根県教育委員会は指導者に対して、「竹島問題について正しく理解すること」、「竹島に関する学習の機会を充実させること」、「子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること」ができる資質を求めている

る。今後も、全ての学校、地域で指導者がそうした資質をもつことができるよう、研修や教材について一層充実させることが必要であるとする。

#### ④まとめ

平成26年1月28日に、我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、「中学校学習指導要領解説」（平成20年）のうち社会編の一部及び「高等学校学習指導要領解説」（平成21年）のうち地理歴史編及び公民編の一部が改訂された。

例えば、高等学校学習指導要領解説 地理歴史編 地理Bには「…我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。」と示されている。今回の改訂により島根県以外の都道府県においても、充実した竹島に関する学習が実施されることが期待される。

平成26年10月、松江市、隠岐の島町を会場に、領土・主権対策企画調整室が主催する「領土・主権に関する教員等セミナー」が初めて開催された。全国の指導主事を対象とした本セミナーの最初の開催地に島根県が選ばれたのは、本県が「竹島に関する学習」に先進的に取り組んできたからだとする。

第2期竹島問題研究会「最終報告書」において、「島根県内の竹島に関する学習は「行う」ことを求める段階から、学習の「一層の充実を図る」という段階に進んでいると認識している。」と述べた。この「充実」は、竹島問題の解決に向けて進むべきものであるから、今後も一歩また一歩と歩を進めていく必要がある。

島根県教育庁教育指導課は、「島根は竹島に関する学習のトップランナーである。」との意識をもち、市町村教育委員会等と連携しながら、県内各学校への情報発信及び指導の充実を図っていくとともに、我が国の領土に関する教育の一層の推進に寄与することとしている。